

18 案内標示等

■基本的な考え方■

高齢者や身体障害者等が目的の場所に到達できるように障害の特性に応じた標示・誘導を適切に行う。

案内標示等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように設置高さ等に配慮する。

整備基準

18 案内板、案内標示その他これらに類するもの（以下「案内標示等」という。）

1 案内標示等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場合においては、この限りでない。

(1) 建築物の階数、各階各室の室名並びに案内標示等の設けられている階の各室、階段、エレベーター、エスカレーター、出入口及び便所等の位置(車いす使用者対応便房がある場合は、その旨)その他建築物の利用に必要な情報を表示すること。

(2) 文字の色を地色と明度の差の大きいものとし、又は電光掲示その他の方法により文字を識別しやすいものとすること。

(3) 点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。

2 案内標示等は、身体障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。

目標となる指針

16 案内板、案内標示その他これらに類するもの（以下「案内標示等」という。）

1 案内標示等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場合においては、この限りでない。

(1) 建築物の階数、各階各室の室名並びに案内標示等の設けられている階の各室、階段、エレベーター、エスカレーター、出入口及び便所等の位置(車いす使用者対応便房のある場合は、その旨)その他建築物の利用に必要な情報を表示すること。

(2) 文字の色を地色と明度の差の大きいものとし、又は電光掲示その他の方法により文字を識別しやすいものとすること。

(3) 点字による表示をすること。

(4) 触知図による表示をすること。
(5) 音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる装置を設けること。

2 案内標示等は、身体障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。

3 火災その他の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができる機能を有するものとするよう努めること。

目標となる指針の解説

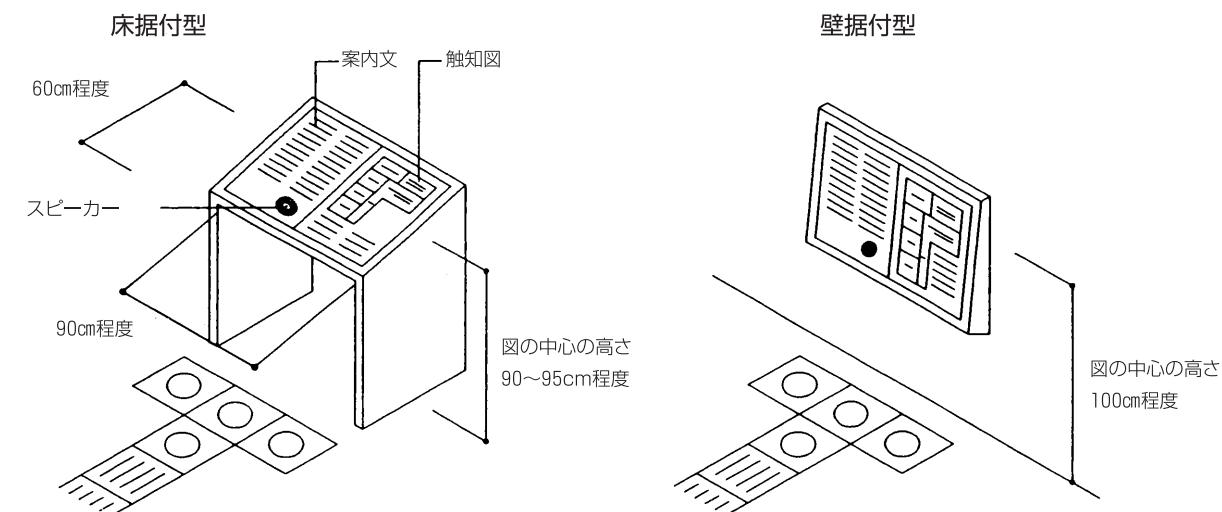
●整備の対象

案内標示等を設ける場合に視覚障害者や車いす使用者等が利用できる案内標示等を設ける。

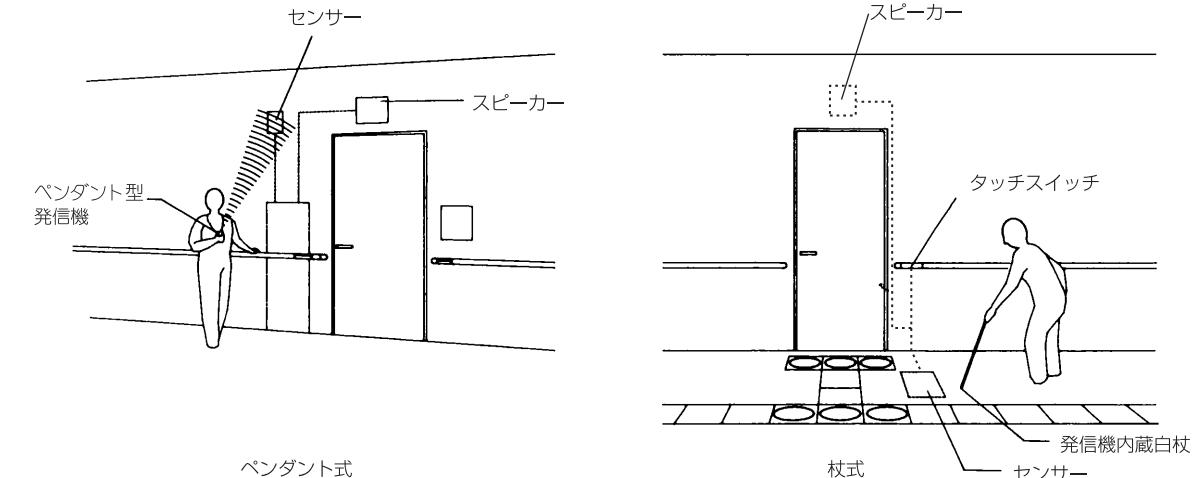
配慮事項

項目	解説
1(2)仕様	○照明器具を内蔵したものが最も望ましい。 ○白内障の高齢者の黄変化視界でも分かりやすいものとする。(黄色はやめ、変色しない赤、黒等、文字等と背景を対比させる。)
(4)触知図案内板	○車いす使用者、高齢者等の視線に配慮すると、触知図案内板の中心の高さを床据付型にあっては90~95cm、壁据付型にあっては、100cm程度とする。 ⇒図1参照
(5)音声誘導装置	○杖式、ペンダント式等がある。 ⇒図2参照
3 非常警報装置	○「配慮事項⑤非常警報装置(P.92)」参照。

音声付き触知図案内板（図1）



音声誘導装置のしくみ（図2）



整備基準の解説

●整備の対象

案内標示等を設ける場合には、視覚障害者や車いす使用者等が利用できる案内標示等を設ける。

項目	解説
1(1)表示	○車いす使用者対応便房や車いす使用者用席の位置等の表示は、「国際シンボルマーク」を併用する。
2 設置箇所	○出入口付近のわかりやすい場所及び要所に設置する。